

令和5年度 事業計画

1. 令和5年度事業活動推進の理念

「会員相互の発展と活力ある公益社団法人を目指して」

- (1) 組織基盤の強化と会員増強の推進
- (2) あん摩マッサージ指圧師（以下「あマ指師」という。）の「目に見える地域社会貢献活動」の推進
- (3) 会員支援の為の事務局機能の拡充と強化
- (4) 晴眼者と視覚障害者の施術者がともに共感できる持続的な事業活動の実施

2. 【重点事項】

令和2年度、令和3年度に引き続き令和4年度においても第二四半期に至る間は、新型コロナウィルス対策に対応するため、実質的な事業活動を行うことができなかった。第三四半期以降に至り、社会一般の風潮に変化がみられ、充分な感染予防対策のもとで研修会等も実施されるようになった。

令和5年度においては日マ会事業の内容を充実させ、魅力ある事業を展開するために、業務の健全化並びに財政の健全化に取り組む姿勢を継続しつつ、将来のため次のように取り組む。

1. 基本として、魅力ある事業の策定のために、多くの会員からの意見を反映させるべく、希望の多いと思われる事業リストの作成を行い、8つのブロックを念頭におき事業に反映させる。

晴眼者の施術者と視覚障害をもつ施術者を会員としている当会として、両者に有効な内容の事業とは何かを検討し、持続的に実施してゆくことが求められている。

そのためには、日マ会のコンセプトの確立、キャッチコピーの作成、シンボルマークの作成等により活動の見える化に努めるとともに、無資格無免許問題に対処するためのアピールの重要性や、その主張を裏付ける優位性を主張できる施術者としての総合力の向上を図るために施策、あはき業が抱えている諸問題の洗い出し、検討などがあげられる。これらを一つ一つ検証し、具体的活動に結びつける。

2. 広報事業においては、

- ①楽しく読めて、役に立つ情報提供のできる会報づくりの継続
- ②メール&FAXの活用による即時性のある情報発信の充実
- ③利用者目線からのHPの運用
- ④HPへ、希望する会員の施術所情報等の掲載の具体化
- ⑤YouTube等の活用により非会員に向けても情報発信を可能とする
- ⑥案内封筒、役員名刺、事務局発信メール署名などへのQRコード印刷による周知の拡大
- ⑦会員証ステッカー等作成のためのデザインとキャッチコピーのコンテストによる作成

3. 研修事業においては、

- ①8つのブロック全てで実務研修会が実施されるよう取り組む。令和5年度においては、複数のブロックで、晴眼者、視覚障害者がともに受講できる研修事業を行う
- ②オンライン形式による実技研修や各種セミナーの企画、実施に取り組む
- ③療養費の改訂等に関しては機会をとらえて研修会を開催し、情報提供を行う
- ④YouTube等のSNSを活用し、研修会や講座を録画し、視覚障害者が聞いてわかるようなナレーションを入れた、情報提供の実施

- ⑤施術等に関する小冊子の発行・配布、抄録の発行・配布の具体化に取り組む
- 4. 令和4年11月に日本あはき師厚生会として発足した、労災特別加入制度の普及推進を継続的に図り、会員の福利厚生の充実を図る。
- 5. 日マ会事業の内容を充実させ、魅力ある事業を展開するために、会員の増強を図り、徹底的な支出の削減に取り組みつつ、一層の財政健全化を図る。
- 6. 理事会においては、全国組織としての位置づけを理解し、本会の理念をしっかりと認識し組織運営を図ってゆくことが重要である。

3. 主要事業計画

本会が、上記理念に基づき、以下に示す事業活動を推進することにより、会員の「資質向上と業容安定化」を図ると共に、一般社会に「安全・安心」の施術を提供し、国民の保健衛生・健康増進に寄与する。

1) 組織基盤の強化

本会は、社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合（以下「日視連」という。）と密接な関係にあり、日視連が築いている各都道府県・政令指定都市に存在する団体等との関係を強化し、組織の拡大と会員の増強を推進する。

更に具体的施策として、本会会員が在住している47都道府県を8ブロック30地域に細分化し、理事がブロックを掌握し、30地域に属する都道府県には責任者を置き、速やかな情報の伝達・吸い上げ等が出来る活性化した組織として基盤を強化する。

2) あマ指師の資質向上を図る事業

この事業は、あマ指師の施術について、有資格者の知識・技術研鑽を目的とした研修会を開催し、併せて国民の一般的医学知識の醸成を推進するものである。会員の資質向上と国民の一般的医学知識の習得の為、社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師協議会「以下（日視連 あはき協議会）という。」と共に中央三療研修会をはじめとして、各地域の任意団体が主催する三療研修会を開催する。更にこれらの研修を公益財団法人 東洋療法研修試験財団「以下（財団）という。」が制定する生涯研修として位置づけ、より充実した資質向上のための研修事業として行う。

なお、この研修事業は国民の一般的医学知識の醸成の推進も役割の一つであり、不特定多数の者の参加を容易にしている。前述の国民の一般的医学知識の醸成推進の具体的方策として、「目に見える地域社会貢献活動」を計画し実施する。

これは、全国に存在する団体等が開催する事業（イベント・お祭り等）に参画し、本会会員が持っている「安全・安心」の施術を提供することにより、あん摩マッサージ指圧が国民の健康の増進に寄与することの周知を促進すると共に、一般的医学知識の醸成も併せて推進するものである。

本年度の活動としては、各地域の技術研鑽活動が十分実施されるように支援を行う。

又、近年において国家資格を有しない者（無資格者）によると思われる「手技による医業類似行為」が跋扈しており、これら無資格者により医業類似行為を受けた受療者からの「危害・健康被害」等の訴えが頻発している。

これらの事象は、有資格者の業容に大きな影響を与えているばかりでなく、一般国民に対して公衆衛生上看過できない状況となっており、組織を挙げて「あはき法」の遵守運動を強く推

進する。

これら無資格者の医業類似行為による「危害・健康被害」の報告・相談が国民生活センターに提出されており、その発生状況は増加の一途を示している。被害の中には治癒するまでに数ヶ月有余を要した事例もある。

こうした中、具体的活動として

近隣駅周辺等において、有資格者による手技療法（あん摩マッサージ指圧）の受療促進のチラシ配布を行い、一般の人々の健康維持・増進と健康被害防止の周知活動を推進する。

尚、本会は下記の地域研修会等を開催し、有資格者の知識・技術研鑽を更に進め、あん摩マッサージ指圧施術者の地位を確固たるものとする為の活動を推進して行く。

※三療研修会等開催予定※

- (1) 中央三療研修会：開催予定
- (2) 関東地域三療研修会：開催予定
- (3) 中国地域三療研修会：令和5年11月4日（土）・5日（日）開催予定
- (4) 愛媛県視覚障害者マッサージ師会：開催予定
- (5) 神奈川、千葉、埼玉合同技術研修会：開催予定
- (6) 東北地域三療研修会：開催予定

3) 健康保険療養費支給申請制度の普及・推進を図る事業

3) -1 健康保険療養費支給申請制度の普及・推進を図る事業について

この事業は健康保険制度を利用した、あん摩マッサージ指圧・施術による療養を、国民に広く周知させる為の事業である。

具体的には、筋麻痺、筋萎縮及び関節拘縮等の機能障害に関して、原因とする疾病が多種多様であり、療養を受ける患者はこれらの疾患に対して、健康保険を適用したあん摩マッサージ指圧・施術を受療する事が出来るかどうかを判断する知識や情報をもっておらず、患者が最良の選択ができる状態にない。

そこで本会では、あマ指師による「安全・安心で質の高い施術」について国民への周知や「厚生労働大臣免許保有証」の普及に努めている。

全国の施術所において「健康保険施術マニュアル」を施術対象者に配賦し、保険適用となる要件について、来所・訪問の患者を問わず丁寧かつ詳細に説明するなど、健康保険療養費支給制度の普及・推進活動を強く進める。

平成26年には、普及推進の為の啓発ポスター・チラシ等を作成し、施術所室内に掲示するなどして周知活動を進めてきたが、本年も引き続き更なる普及・推進を図ることを目的として、ホームページに「健康保険利用促進チラシ」を継続して掲載し、誰でもが参照できるようにしている。

又、来所した被保険者や往療した際の被保険者・家族等に対してチラシ内容を説明し、健康保険制度を利用したあん摩マッサージ指圧・施術による療養が可能であることを、広く国民に周知する。

3) -2 健康保健療養費支給申請の相談・助言・支援を行う事業

この事業は、あマ指師が施術を行った結果の健康保険療養費支給申請手続き等について、相談・助言・支援を行っている。この内、視覚に障害をもち、自身での療養費支給申請が困難な方に対しては、合理的配慮の面から代筆代行申請の事務を取扱うことによる

支援を行っている。

従ってこれらの事業を推し進めることにより、患者・施術者にとって煩わしい手続の負担軽減を計る事ができ、更には施術の取込み等を容易にし、業容安定化への支援を更に高めて行く。

併せて広く一般の人々に「安全・安心」の施術を提供し、国民の公衆衛生の向上に資すると共に、更には健康保険制度の適正運営に寄与する、この事業の拡大を一層推進する。

4) 学術振興、施術研究の成果及び資料の提供を行う事業

4) -1 関係する諸団体からの各種情報収集・発信事業

情報収集事業としては、関係する諸団体が開催する会議及びセミナー、シンポジウム等に出席し、あマ指師が必要とする情報を収集・発信する。情報を発信する手段としては、ホームページ（原則月次更新）並びに広報誌日本マッサージ新報（以下「日マ新報」という。）がある。

日マ新報（墨字・点字）については会員への配布だけでなく、日視連、都盲協、点字図書館、都道府県・政令指定都市にある視覚障害者福祉協会等団体に無料配布し、情報発信事業を推進しており今後も本事業を継続していく。

4) -2 施術研究の委託事業、海外文献の翻訳委託事業

学術振興事業としては、本会の事業に密接な関連を持っている大学及びそれらの研究室に対して、（1）現在の施術方法の改善（2）あん摩マッサージ指圧の将来展望（3）西洋医学とあん摩マッサージ指圧の高度な融合（4）あん摩マッサージ指圧の医学的検証等々のテーマを持って学術振興事業を委託推進する。

4. その他の事業（相互扶助等事業）について

1) 会員の福利厚生に資する事業

会員の福利厚生の充実を図ると併に、あマ指師の生活基盤の安定を支援するため、三井住友海上火災保険と提携し、団体損害保険制度を導入し現在に至っている。

今後も加入会員の経済的負担と精神的負荷を軽減し、生業の安定を支援する目的の事業であり、更に多くの会員の団体保険加入を推進する。

2) 会員に対する情報提供と相互情報交換事業

2) -1 関係諸団体からの各種情報収集・情報提供と相互情報交換事業

本会が関係する諸団体の各種会議及びセミナー、シンポジウム等に役員が出席し、その内容や意見交換などで収集した情報を（1）ホームページ（2）日マ新報等に掲載して公表する。この情報は、本会会員はもとより一般社会の不特定多数の者の閲覧を容易にしている。このような各種媒体（点字、音声、音声コード、拡大文字、一般文字）での情報提供については、既に日マ新報をホームページ上において音声を提供し、点字版についても会員及び関係する諸団体、日視連傘下の各視覚障害者の団体に対し墨字版と共に送付し、各種情報提供を行っている。

また、日マ新報（平成31年1月発行分より）を会員の希望者を対象にしたメール配信を実施している。配信の形式として、①会報のPDFデータの添付、②メール本文への会報のテキストデータの貼り付け、二つの形式を用意することで会員それぞれが利用しや

すい形でのデータを提供している。

本年度も、各種媒体での情報提供を更に推進する。

2) -2 「(仮称)三療技術情報」の提供事業

本会の各地域任意団体が開催する三療研修会において、使用した講義資料（文章・図）等を収集し、諸般の事情で研修会に参加出来なかった会員等に対して、資質の向上を図ることを目的とし、「(仮称)三療技術情報」の提供事業（実費頒布）を行う事を再検討し実施していく。

2) -3 健常者との意見交換会

視覚障害者に対する理解者（ファン）の底辺拡大を図る活動を推進。

(1) 健常者から見た（感じた）視覚障害者の生活環境について

- (イ) 日マ会視覚障害者会員と晴眼者会員との意見交換
- (ロ) 公共交通機関の利用環境
- (ハ) 通行（特に歩道）環境
 - ①歩道上の障害物について
 - ②自転車の恐怖

(2) 近隣小学校の教育（4年生を対象）の一端に参画させて頂き、視覚障害者の身近な生活について話し合いをして相互理解を深める活動を進めていく。

2) -4 ホームページの機能アップ

- (1) 会員同士が情報の受発信を自由に書き込みできるシステムを作成する。
- (2) ホームページの白黒反転及び音声化等の導入を進める。

2) -5 貢献活動について

神奈川地域における「横浜マラソン」等、地域で開催される催事に参加してマッサージ指圧の奉仕活動を進める。

以上